

「令和 7 年度建設業魅力発信動画制作業務」の
公募型プロポーザル募集要項

本県では、社会基盤の整備や、防災・災害復旧等、私達の快適で安心な生活に必要な不可欠である建設業の担い手確保に向けて、小・中学生を主な対象に、建設業の魅力を発信し、役割について学んでもらうための動画の制作を行います。

この業務を実施する事業者を次のとおり募集します。

1 名称

令和 7 年度建設業魅力発信動画制作業務

2 内容

別添「「令和 7 年度建設業魅力発信動画制作業務」仕様書」のとおりに

※仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、県と受託者間で協議して決定

3 実施主体

徳島県県土整備部建設管理課

4 契約限度額（見積限度額）

3, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 2 5 日（水）まで

6 スケジュール

令和 7 年 1 0 月 7 日（火）	募集開始
令和 7 年 1 0 月 2 0 日（月）午後 5 時まで	質問の受付期限
令和 7 年 1 0 月 2 7 日（月）午後 5 時まで	参加申込書等の提出期限
令和 7 年 1 1 月 1 0 日（月）午後 5 時まで	企画提案書等の提出期限
令和 7 年 1 1 月中旬から下旬（予定）	選定委員会、審査結果通知、 契約締結、業務開始
令和 8 年 3 月 2 5 日（水）	履行期限

7 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者。

ただし、複数事業者による共同企業体として参加する場合にあっては、（１）及び（２）については、構成する事業者のうち、半数以上の事業者が満たしていればよい。

（１）徳島県内に本社若しくは営業所等を置く法人又は個人事業主であること。

（２）物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和 5 6 年徳島県告示第 2 6 号）第 4 条第 1 項の規定による審査により資格を有する者で、営業品目「ビデオ製作」で登録している者であること。

※資格を有していない場合は、一般競争入札参加資格申請書（様式第 1 号、この様式については、徳島県ホームページからダウンロードするか、徳島県管財課において配布されているものを使用すること。）に必要書類を添付して、8 に示す企画提案書等提出書類の提出期限までに徳島県企画総務部管財課へ申請を行い、登録を受けること。

(3) 次のアからサまでのいずれの事項にも該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により徳島県又は他の地方公共団体からの指定の取消しを受け又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者。
- ウ 「徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱」及び「徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱」に基づく措置の対象となっている者。
- エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団び構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある者。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。
- カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者。
- キ 徳島県の県税（法人事業税・法人県民税等）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者。
- ク 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者。
- ケ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる者。
 - a 成年被後見人又は被保佐人
 - b 破産者で復権を得ない者
 - c 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- コ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者。
- サ 選定委員会の委員が自ら主宰し、役員若しくは顧問として関係し、または所属する法人その他の組織である者。

8 参加申込

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第1-1号） 1部
共同企業体による参加申込の場合は、様式第1-2号を使用すること。
- イ 共同企業体協定書兼委任状（様式第2号） 1部
共同企業体による参加申込を行う場合にのみ提出すること。
- ウ 誓約書（様式第3号） 1部
- エ 参加団体の概要・業務実績（様式第4号） 1部
業務実績については、過去5年間の主要な実績を記載すること。
実績の事例が多い場合には、必要に応じて様式を変更すること。
- オ （法人の場合） 登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 1部
（個人事業主の場合） 開業届のコピー 1部
- カ 直近の事業年度における事業報告書、貸借対照表及び損益計算書、又はこれに類するもの 1部
- キ 県税及び国税に未納がない旨の証明書（原本） 1部
- ク 企画提案書（様式第5号） 6部
- ケ 見積書（様式第6号） 6部（正本1部、副本5部）
- コ 参考資料（類似業務実績の写真、動画など、企画提案内容を補足する資料）
任意提出・提出する場合は6部

※共同企業体による参加を行う場合にあっては、ウ～キについて、構成する全ての事業者が提出すること。

(2) 提出期限

ア～エ 令和7年10月27日(月)午後5時(必着)

オ～コ 令和7年11月10日(月)午後5時(必着)

(3) 提出先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県県土整備部建設管理課振興指導担当

(4) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る)

9 質問

(1) 受付期間

令和7年10月7日(火)から同年10月20日(月)までの
午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出方法

質問書(様式第7号)により、電子メールで提出すること。

なお、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

メールアドレス kensetsukanrika@pref.tokushima.lg.jp

電話番号 088-621-2523

(3) 内容

原則、当該業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限る。

他者の参加申込状況や見積額に関する事項等は受け付けない。

(4) 回答

質問者に対して電子メールにより、令和7年10月24日(金)までに回答するほか、
県ホームページ上に掲載する。

10 審査

(1) 方法

当該業務の選定委員会の委員が、提出された企画提案書をもとに、参加者のプレゼンテーションを審査し、最優秀提案者を選定する。

(最優秀提案者として選定した者を、契約の相手方の予定者(以下「契約予定者」とする。))

参加者が1者であった場合は、企画提案書の適否を評価することとし、必要に応じ参加者に説明を依頼する。

※プレゼンテーションを行う者は、1者あたり3名までとする。

※プレゼンテーションの時間は、1者あたり15分までとする。

※プレゼンテーションは、補足資料を用いて行うことが可能であり、用いる場合は6部用意することとする。

※他の参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

※審査に遅刻した場合は、応募辞退とみなす。

(2) 評価基準

委員が次の項目について採点を行い、各委員の採点の合計点が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者に選定する。合計点が同点となった場合、又は、合計点が最も高い参加者と過半数を超える委員が最も高く採点した参加者が異なる場合は、委員の協議により選定することとする。

なお、合計点が最も高い場合又は参加者が1者であった場合においても、その合計点が60点未満である場合は、最優秀提案者として選定しない。

項目	配点
「建設業の担い手確保に向けて、次世代を担う小・中学生を主な対象に、建設業の魅力を発信し、役割について学んでもらう」という県の意向を理解しており、成果が期待できるか。	20
知識の十分な習得につながる内容か。	10
視聴者の興味関心を引く内容か。	10
視聴者が理解しやすい内容か。	10
視聴のしやすさ（時間配分、構成等）に配慮されているか。	10
予算の範囲内で実現可能であり、見積額及び積算内訳・根拠は適当で、費用対効果が高いか。	10
業務を円滑に実施することが可能なスケジュール・体制（スタッフ構成、機器等）となっているか。	10
仕様書に示された事項を満足するものに加えて、提案者独自の観点があるか。	10
過去の類似業務の実績から、確実な履行が見込まれるか。	10
合計点	100

(3) 結果

選定後、速やかに参加者に通知するとともに、最優秀提案者の名称等を県HP上で公表する。

11 その他留意事項

(1) 契約締結前

- ア 提出書類の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 提出書類は、返却しない。
- ウ 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第8号）を令和7年11月4日（火）午後5時までに提出すること。
- エ 次のプロポーザルは、無効とする。
 - ・企画提案書に提案と無関係な内容や虚偽の内容が記載されているもの。
 - ・参加者が会社更生法の適用を申請する等、契約履行が困難と認められるに至ったもの。
 - ・審査の公平性を害する行為があったもの。
 - ・その他、著しく信義に反する行為を行う等により、選定委員会の委員長が失格であると認めたもの。
- オ 参加申込は1参加者につき1件とする。また、共同企業体の構成員として参加している事業者においても、本業務の他の参加者（共同企業体の構成員を含む。）となることはできない。
- カ 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則、認めない。
ただし、書類の不足及び不備の補完、不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

- キ 県は、提出された企画提案書について、参加者に無断で二次的な使用を行わない。
- ク 提出書類に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）の定める単位とする。
- ケ 業務に際して、契約予定者の企画提案内容をそのまま実施するとは限らない。
契約予定者が決定した後、県と契約予定者が必要に応じて業務内容の協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に、契約予定者から改めて見積書を徴収し、内容を審査の上、委託契約を締結する。
- コ ケにおいて、契約予定者との協議が整わなかった場合は、最優秀提案者の選定を取り消すとともに、審査委員会において次点者として選定した者を新たに契約予定者とし、県と契約予定者が必要に応じて業務内容の協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に、契約予定者から改めて見積書を徴収し、内容を審査の上、委託契約を締結する。

（２）契約締結後

- ア 県は、委託契約期間において、随時、業務の進捗状況及び経費の執行状況について、受託者に報告を求めることができるものとし、必要に応じて業務内容の見直しについて、受託者と協議できるものとする。
- イ 受託者は、業務に際し、知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。また、成果品及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。但し、県の許可を得た場合はこの限りではない。
- ウ 受託者は、業務に際し、個人情報を取り扱う場合、徳島県個人情報保護条例（平成１４年徳島県条例第４３号）及び知事が取り扱う個人情報に関する徳島県個人情報保護条例施行規則（平成１４年徳島県規則第７８号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期さなければならない。
- エ 受託者は、原則、本業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- オ 本業務の終了後、県は受託者から提出していただく実績報告書に基づき、必要に応じて調査を行い、支払額を確定する。支払額は、契約金額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計となる。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる場合がある。
- カ 本業務の遂行により生じた著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第２８条に規定するこれらの権利）はすべて県に帰属する。